平成２２年（フ）第２３３８号
大阪市生野区巽東２丁目１番６―111号
破産者　タカテックこと　綾仁　俊廣
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４８１号
大阪市生野区田島２丁目９番12号
破産者　宮本昶勲こと　李　　昶勲
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３８２号
大阪市淀川区西宮原１丁目６番30―706号
破産者　大野　　勇
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５０８号
大阪府高槻市宮田町２丁目17番37号
破産者　本山　真作
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０４９号
大阪府豊中市長興寺北３丁目12番23―105号、開始決定時の住所大阪府豊中市曽根西町４丁目10番６―104号
破産者　美並　博幸
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５９３号
大阪市天王寺区勝山３丁目14番14―502号
破産者　中内　　勤
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０１４号
大阪府枚方市東田宮１―19―１　205号、住民票上の住所大阪府枚方市杉山手３丁目19番13号
破産者　三奈木俊次
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４６６号
大阪市西成区松１丁目２番25―715号
破産者　三谷　隆則
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８９３号
大阪府高槻市安岡寺町４丁目１番２―110号
破産者　田中よね子
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０４７号
大阪市住吉区苅田５丁目19番７号　シルバーハイツ505号
破産者　内藤組こと　内藤千万人
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１５７号
大阪市鶴見区今津南１丁目９番12―1205号
破産者　マグナスコンサルタントこと　大城　政明
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１５８号
大阪市鶴見区今津南１丁目９番12―1205号
破産者　大城　真澄
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５０７号
兵庫県美方郡新温泉町二日市746番地の１―203、開始決定時の住所兵庫県宝塚市武庫川町５番25―301号
破産者　井上　　尚（旧姓塚本）
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５８８号
大阪府高槻市郡家新町６番32号
破産者　山﨑　継好
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６２６号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目11番11―608号、前住所大阪府東大阪市長田中４丁目１番28号―Ａ23号
破産者　髙田　忠彦
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６６４号
大阪市住之江区浜口東２丁目７番25号
破産者　古谷　　章
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６６５号
大阪市天王寺区餌差町１番18号
破産者　尾畑　友英
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６９８号
大阪府東大阪市上石切町２丁目９番地の36朝日プラザ生駒西２番館Ｄ415、開始決定時の住所大阪府東大阪市上石切町２丁目1626番地の32　朝日プラザ生駒西２番館Ｄ415
破産者　北田　喜義
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７０４号
大阪市東淀川区瑞光３―２―17メゾンヤマト402号、開始決定時の住所大阪市東淀川区井高野１丁目２番３―1405号
破産者　齊藤　和高
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部